

○認定証の再交付

第5条第5項

改正 令和元年12月14日

令和4年3月25日

令和8年4月1日

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第5条第5項
処分の概要	認定証の再交付
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 施行規則 ・第7条（認定証の再交付の申請）
審査基準	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	14日
申請先	認定証の交付を受けた警察署の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。）
問い合わせ先	交通部交通企画課安全指導係